

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

商品引換券を発行している場合の取扱い

《内容》

関与先のA社は衣料品小売り業者で商品引換券を発行しています。この商品引換券の発行に際しては、これまで、発行時は前受金に計上しておき、行使時に売上を計上するとともに前受金を減少させる処理を行ってきていましたが、平成30年度税制改正において、収益認識基準の導入を契機として、収益の認識時期について、法令上通則的な規定が設けられ、資産の引渡し又は役務の提供の時点を経済的実質の原則的な時点とする従来の考え方が踏襲されたと聞いています。

商品引換券の発行に際しては具体的にどのようなようになったのですか、教えてください。

『答』

法人税では、商品引換券の発行については、基本通達に取扱いが置かれていました。

従来は、原則として商品引換券の発行時に全額を益金の額に算入することとされており、特例として税務署長の確認を受けた場合には、商品の引渡し等のあったときに益金の額に算入するとされていました。

この通達が平成30年に改正され、現在は税務署長の確認は不要となり、商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するとされました。

(解説)

- 1 企業会計では、古くから商品引換券等を発行した場合の発行代金について、商品の引換えをするまで預り金処理として処理する会計慣行がありました。これは、会計の収益計上基準がいわゆる「販売基準」を中心とするものであるから、実際に顧客から商品の引換請求があった時点で収益計上する方が整合性を得られるという考え方によると思われます。

しかし、商品引換券等の発行代金は、その性質上、発行者にとって確定的な収入なのであるから、このような収益計上基準が妥当なのか、さらには、極端に長期にわたり、客観的にみて永久に引換えがされないであろうと認められる部分が恒久的に預り金処理されたままになっていたこと等もあわせて疑問があるとされていました。

そこで、法人税の課税上の弊害も大きいことなどもあり、このため全体として統一されていなかった税務上の取扱いを明確にしたところで、今までの基本通達（以下「旧通達2-1-39」といいます。

す。)が定められていました。

平成30年度税制改正において、収益認識基準の導入を契機として、収益の認識時期について、法令上通則的な規定が設けられ、資産の引渡し又は役務の提供の時点を経済的実質の時点とする従来の考え方が踏襲されました（法22の2①）。

2 この収益認識基準において、法令改正において資産の販売等による収益は目的物の引渡し等の日の属する事業年度の益金の額に算入することが明確化されたこと、資産の販売等による収益の額は目的物の引渡しの時の価額であることが明確化されたことを踏まえれば、商品引換券等の原始発行についても、商品引換券等それ自体が財というよりは、将来の財又はサービスの対価を前受けし、そのことについて証書を発行したと考える方が妥当であると考えられることから、商品引換券等の発行に係る収益の計上時期に係る旧通達2-1-39を抜本的に見直すこととされました。

すなわち、原則と例外を入れ替え、原則としての収益の計上時期を商品の引渡し等のあった日の属する事業年度とする見直し、税務署長の確認を不要とする見直し、一括益金算入までの期間について最大10年に延長する見直し、法人が予め定めた基準により一括計上することを認める見直しなどを行うなど、新たな取扱いが定められました（新通達2-1-39）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。